

第39回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成24年4月18日（水）15時00分～15時50分

場 所 生駒市役所401・402会議室

【出席者（敬称略）】

〔委員〕下村敏博、風間規男、谷中重紀、上埜作治、尾野田理、岡本元、篠原健二

〔事務局〕企画財政部長：今井正徳、総務課長：奥村直幸、同課長補佐：西川芳幸

同課情報統計係長：南口嘉子、同課情報統計係：萩野万貴

【配 付 資 料】

- 1 レジюме
- 2 生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会委員名簿
- 3 報告案件資料

「住民基本台帳法等改正に伴い、外国人情報に関し法務省の専用サーバ群と市町村の住民情報系サーバとを結合することについて」

【議 題】

- 1 委員の紹介
- 2 会長、副会長の選出について
- 3 報告案件

「住民基本台帳法等改正に伴い、外国人情報に関し法務省の専用サーバ群と市町村の住民情報系サーバとを結合することについて」

【審議事項】

1 委員の紹介

事務局から委員の紹介があった

2 会長・副会長の選出について

〔結論〕

全員一致で会長に下村委員、副会長に風間委員を選出した。

〔審議経緯〕

○ 会長の選出

会長として本運営市議会の議事運営に尽力いただいた下村委員に引き続きお願いしてはどうか、との意見があった。

○ 副会長の選出

副会長として本運営市議会の議事運営に尽力いただいた風間委員に引き続きお願いしてはどうか、との意見があった。

3 報告案件

「住民基本台帳法等改正に伴い、外国人情報に関し法務省の専用サーバ群と市町村の住民情報系サーバとを結合することについて」

平成24年7月9日から外国人登録法が廃止され外国人住民が住民基本台帳の適用を受けることに伴い、法務省の電子計算機と法務大臣が市町村の長に使用させる電子計算機を通信回線を用いて結合し、相互の情報を提供することが法に規定された。

外部とのオンライン結合は生駒市個人情報保護条例第10条に基づき諮問すべき事項であるが、平成19年12月14日付け個人情報保護制度の実施に関する事項について(答申)における包括的諮問事項の類型Ⅰ及びⅡに該当することから諮問を行わず、報告案件とさせていただいた旨事務局から報告があった。

審議の結果、報告案件として処理することを了承した。